平成２１年（フ）第７９３号
静岡県焼津市八楠３丁目17番地の３　コスモハイツ202、旧住所横浜市青葉区美しが丘５丁目33番地２　第３キングビル302
破産者　荒田　亮介
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２７号
兵庫県豊岡市妙楽寺494番地の３
破産者　フジケースこと　藤原正之助
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
宮城県石巻市南浜町３丁目10―２、住民票上の住所宮城県石巻市門脇字浦屋敷７番地１
破産者　阿部富士江
１　決定年月日　平成22年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
長崎県長崎市銭座町10番９号　肥孝荘103
破産者　徳田　憲昭
１　決定年月日　平成22年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
沖縄県那覇市銘苅２丁目11番18号　コートグレイス402
破産者　阿嘉　宗篤
１　決定年月日　平成22年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３０号
北海道苫小牧市豊川町４丁目14番15号
破産者　掛田　敦子
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第１４０６号
宮城県黒川郡大和町落合松坂字宮地27番地
破産者　高橋由美子
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９１７号
仙台市青葉区中江１丁目13番８号
破産者　石川惠美子
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
仙台市宮城野区小田原弓ノ町17番地　ユニエターナ仙台小田原1107
破産者　戸村由貴子
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９号
仙台市泉区向陽台１丁目22番27号　ファミールサニーⅡ102
破産者　尾形　由夫
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２８号
宮城県加美郡加美町字南町151―１
破産者　田中　貞一
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
宮城県大崎市古川中沢字鹿島101番地２
破産者　飯塚　秀幸
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２０年（フ）第１９４号
宮城県東松島市赤井字星場243番地２
破産者　一條　壽治
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
秋田県能代市字松長布179番地７
破産者　若狭智穂子
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１６４号
秋田県横手市雄物川町造山字造山142番地
破産者　藤原　ヨシ
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第２２５６号
横浜市旭区川井本町32番地　ヴィラ川井本町３―202号
破産者　佐藤　星一
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２２５７号
横浜市旭区川井本町32番地　ヴィラ川井本町３―202号
破産者　佐藤　智子
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６３号
川崎市多摩区菅北浦５丁目７番６―103号
破産者　中島　一也
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第４６４号
川崎市多摩区菅北浦５丁目７番６―103号
破産者　中島　清子
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第７４２号
横浜市青葉区荏田北３丁目20番地11
破産者　安藤　　香
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係